

**Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在**

～2020年10月28日

2020年10月29日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年BNSネサ第100017号）  
 実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年BNSネサ第100017号）  
 実施 平成23年5月10日

目次 （略）

第1章～第14章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～32 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） （略）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

| 区 分              | 内 容  |
|------------------|--|
| (1) 工事費の算定       | 工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。  |
| (2)～(4) (略)      | (略)  |
| (5) 現地調査報告工事費の適用 | 当社は、次のとおり、 <a href="#">写真付き現地調査報告に係る</a> 現地調査報告工事費を適用します。<br><br>ア <a href="#">写真付き現地調査報告とは、IP伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</a> |

目次 （略）

第1章～第14章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～32 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） （略）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

| 区 分              | 内 容   |
|------------------|---|
| (1) 工事費の算定       | (略)   |
| (2)～(4) (略)      | (略)   |
| (5) 現地調査報告工事費の適用 | 当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。<br><br>ア <a href="#">現地調査報告には次の区分があります。</a> |

  

| 区 分                        | 内 容  |
|----------------------------|--|
| <a href="#">写真付き現地調査報告</a> | <a href="#">IP伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</a> |

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

|                     |   |            |   |                     |   |            |         |
|---------------------|---|------------|---|---------------------|---|------------|---------|
|                     | <p>イ 当社は、次に掲げるIP伝送契約者に限り、<a href="#">写真付き</a>現地調査報告を提供します。<br/>VPNサービス（第1種サービスのアクセスタイプ1であって、イーサネットアクセスに係るものに限り。）に係る者</p> <p>ウ 当社は、IP伝送契約者から<a href="#">写真付き</a>現地調査報告の申出があった場合は、当社が加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のVPNサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、<a href="#">写真付き</a>現地調査報告を行います。</p> <p>エ IP伝送契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。<br/>（ア）当社が<a href="#">写真付き</a>現地調査報告を行ったとき。<br/>（イ）IP伝送契約者の責めに帰すべき理由により、当社が<a href="#">写真付き</a>現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、IP伝送契約者は、当社の責めに帰すべき理由により<a href="#">写真付き</a>現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、<a href="#">写真付き</a>現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> |            | <div data-bbox="1377 271 1646 335" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><a href="#">現地調査報告兼お客様工事依頼報告</a></p> </div> <div data-bbox="1657 271 1926 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><a href="#">IP伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</a></p> </div> <p>イ 当社は、次に掲げるIP伝送契約者に限り、現地調査報告を提供します。<br/>VPNサービス（第1種サービスのアクセスタイプ1であって、イーサネットアクセスに係るものに限り。）に係る者</p> <p>ウ 当社は、IP伝送契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のVPNサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。</p> <p>エ IP伝送契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。<br/>（ア）当社が現地調査報告を行ったとき。<br/>（イ）IP伝送契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、IP伝送契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> |                     |   |            |         |
| <p>(6) 割増工事費の適用</p> | <p>当社は、IP伝送契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のIP伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する<a href="#">写真付き</a>現地調査報告を行う時間帯は、そのIP伝送契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="492 1452 1041 1484"> <tr> <td>工事を施工する時間帯</td> <td>割増工事費の額</td> </tr> </table>  | 工事を施工する時間帯 | 割増工事費の額   | <p>(6) 割増工事費の適用</p> | <p>当社は、IP伝送契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のIP伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのIP伝送契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1452 1926 1484"> <tr> <td>工事を施工する時間帯</td> <td>割増工事費の額</td> </tr> </table> | 工事を施工する時間帯 | 割増工事費の額 |
| 工事を施工する時間帯          | 割増工事費の額   |            |   |                     |   |            |         |
| 工事を施工する時間帯          | 割増工事費の額   |            |   |                     |   |            |         |

# Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

|  |   |
|--|---|
| 午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日によっては、終日とします。） | その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額 |
|--|---|

|     |     |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|

(7)～(9) (略) (略)

(7)～(9) (略) (略)

## 2 工事費の額

2-1 IP伝送サービスの提供の開始、区分、品目、アクセス速度の区分若しくは通信の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、通信モードの設定、回線収容部等の変更、アクセス回線共用の利用、付加機能の利用開始若しくは利用内容の変更、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、回線相互接続、接続契約者回線等の接続の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

| 区 分           | 単 位     | 工事費の額    |
|---------------|---------|----------|
| (1)～(2) (略)   | (略)     | (略)      |
| (3) 現地調査報告工事費 | 1の工事ごとに | 別に算定する実費 |
| (4)～(5) (略)   | (略)     | (略)      |

2-2 (略)

第3表 (略)

料金表別表 (略)

## 2 工事費の額

2-1 IP伝送サービスの提供の開始、区分、品目、アクセス速度の区分若しくは通信の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、通信モードの設定、回線収容部等の変更、アクセス回線共用の利用、付加機能の利用開始若しくは利用内容の変更、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、回線相互接続、接続契約者回線等の接続の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

| 区 分           | 単 位     | 工事費の額    |
|---------------|---------|----------|
| (1)～(2) (略)   | (略)     | (略)      |
| (3) 現地調査報告工事費 | 1の工事ごとに | 別に算定する実費 |
| (4)～(5) (略)   | (略)     | (略)      |

2-2 (略)

第3表 (略)

料金表別表 (略)